

○山陽小野田市暴力団排除条例

平成23年9月15日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団がその威力を利用して資金を得るために市民生活及び社会経済活動に介入することが市民等に対する脅威となっていることに鑑み、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項、暴力団に対する利益の供与の禁止に関する事項及び青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団員による不当な行為が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、市及び市民等が相互に連携して推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除の推進についての基本理念にのっ

とり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民は、相互に連携して、暴力団の排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、暴力団を利することとならないよう、及び市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業の実施に関する措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員等を市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が行う暴力団の排除に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団からの離脱等の促進)

第8条 市は、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するよう努めるものとする。

(暴力団の排除に関する広報啓発)

第9条 市は、暴力団の排除の重要性についての市民等の理解を深め、かつ、暴力団の排除を推進する社会的気運の醸成を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(青少年に対する教育等の措置)

第10条 市は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、かつ、青少年に対する暴力団の影響を排除するため、学校、専修学校その他の教育機関において、青少年が暴力団の排除の重要性について認識するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する青少年に対する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が、青少年が暴力団へ加入することを防止し、かつ、暴力団員等の活動による被害から青少年を保護するための助言、指導その他の適切な措置をとることができるよう、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(警察署等との連携)

第11条 市は、前5条に規定する市の施策について、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関と連携して推進するものとする。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第12条 市民等は、債権回収、紛争解決等のために暴力団員を利用し、又は相手方に自己と暴力団との関係を認識させて威圧する等により暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団に対する利益の供与の禁止)

第13条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。